

## 第3章

# 重点区域の位置及び区域

### 3-1 重点区域の位置及び範囲

#### 【重点区域の位置～設定の根拠】

萩市が永年にわたって固有の歴史的風致の保全に取り組んできたことを踏まえ、この取組みをより確実なものとする必要がある。そこで、計画に定める重点区域の位置については、国指定重要文化財等の歴史的に価値の高い建造物及びこれらと密接な関係にある多様な文化遺産が豊富に存在し、かつ萩の歴史や伝統そのものである祭礼、生業、信仰等の人々の諸活動が受け継がれ、これらが一体を成して萩市固有の歴史的風致を色濃く残している区域を対象として設定する。

具体的には、萩市の維持及び向上すべき歴史的風致が特に色濃く展開する区域として、「萩城下町及びその周辺、旧松本村及びその周辺」を含む区域とする。

萩城下町及びその周辺には、「萩城跡」、「萩城城下町」などの萩城及び萩城下町に関連する国指定史跡、「菊屋家住宅」、「熊谷家住宅」などの町家建築や「口羽家住宅」などの武家建築、「大照院」などの寺院建築といった国指定重要文化財、堀内地区、平安古地区の武家地及び浜崎の港町などの「国選定重要伝統的建造物群保存地区」など城下町に関連する多様な文化財が数多く残る。

また、旧松本村及びその周辺には、幕末維新に関連する国指定史跡の「松下村塾」、「伊藤博文旧宅」、国指定重要文化財である「東光寺」の寺院建築、さらに「萩反射炉」や「恵美須ヶ鼻造船所跡」など幕末の産業遺産群が存在する。

そしてこれらの歴史的な建造物等を中心として、城下の祭礼や町の名称、町印、筋名の継承などに見られる伝統ある町内（まちうち）の歴史的風致、夏みかんや茶道に関わる歴史的風致、旧松本村から城下にかけて展開する明治維新に関わる歴史的風致、萩城下町及び周辺集落で受け継がれる信仰に関わる歴史的風致などが随所に展開する。

萩城下町及びその周辺では、全体として歴史的風致が個別に存在するのではなく、お互いが密接な関係を有し、トータルに城下町及び明治維新に関わる歴史的風致を形成していることから、萩市にとって特に重点的に歴史的風致の維持及び向上を図る必要がある。

一方、この区域は、現在の萩市の中心市街地ともほぼ重なり、無秩序な商業開発や宅地開発から守る必要がある。そこで、萩市では住民の理解を得て、都市計画法、景観法、屋外広告物等に関する条例などによって保全のための取組みを強化しているところである。

しかし、規制強化をするだけでは祭礼等を含む歴史的風致を維持及び向上させることはできない。少子化、過疎化が進むなか、そこに生活する各世代が地域の祭礼、史

跡等に関心をもってそれを維持する担い手となる気運を醸成し、環境を整えていかなければならない。そのため、これらに資する重点的な投資が必要である。

以上のことから、これらの区域を萩市における歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進する区域とする。

### 【重点区域の範囲～設定の根拠】

重点区域の範囲の設定にあたっては、当該区域の中心となる毛利氏の萩城下町及び明治維新と関連の深い歴史的に価値の高い建造物が集中的に存在し、その建造物と一体となす周辺の市街地とともに、これらと一体となった固有の歴史や伝統を反映した人々の諸活動が現在も展開され、良好な市街地環境を形成している範囲を基本とする。

具体的には、城下町の町割が展開していた三角州及びその南側一帯、これと一体をなす橋本川・松本川、これらの川の対岸に展開し城下町と一体的な歴史的風致を形成する集落、及び明治維新等の関連遺構が密集する旧松本村周辺の範囲とする。

これらの範囲は、ほぼ現在の萩市の市街地とも一致し、萩市景観計画において、三角州を中心とした歴史的な景観との調和を図るために建築物の高さ制限を行っている地区（川内・東萩駅周辺・川外都市計画区域A・川外都市計画区域B）に含まれる。

ただし、重要文化財等が存在せず、萩城下町及び明治維新等に関わる歴史的風致との関連も薄い川外都市計画区域A地区のうち南東端の中津江周辺、北東部の無田ヶ原周辺、同B地区のうち南西端の奥玉江周辺、及び北東端の鶴江台周辺の4か所を除外する。

一方で、国指定史跡萩反射炉等が存在し、萩城下町及び明治維新と関連する歴史的風致が展開する小畑から新川にかけての一帯を範囲に加える。この範囲については、景観計画における規制を拡充する。

この範囲には、以下に示すように歴史的風致の構成要素となる国指定重要文化財をはじめ、歴史上価値の高い建造物等が集中している。

#### 【国指定重要文化財（建造物）】

常念寺表門 旧厚狭毛利家萩屋敷長屋 東光寺 菊屋家住宅 口羽家住宅 熊谷家住宅 大照院

#### 【国指定史跡】

松下村塾 吉田松陰幽囚ノ旧宅 萩反射炉 旧萩藩校明倫館 伊藤博文旧宅 木戸孝允旧宅 旧萩藩御船倉 萩城跡 萩城城下町 萩藩主毛利家墓所（天樹院、大照院、東光寺） 萩往還 恵美須ヶ鼻造船所跡

#### 【国選定重要伝統的建造物群保存地区】

萩市平安古地区 萩市堀内地区 萩市浜崎

#### 【国登録有形文化財】

萩駅舎 明倫小学校本館

**【県指定有形文化財】**

萩学校教員室 長寿寺十三重塔 旧福原家萩屋敷門 旧梨羽家書院 花月楼

**【市指定有形文化財】**

旧周布家長屋門 平安橋 問田益田氏旧宅土塀 旧福原家書院 小川家長屋門  
花江茶亭 明倫館遺構観徳門 明倫館遺構聖廟 明倫館遺構南門 明倫館遺構万  
歳橋 明倫館遺構聖賢堂 端坊鐘楼 円政寺内金毘羅社社殿 亨徳寺三門 奥平  
家長屋門 旧久保田家住宅

**【市指定史跡】**

萩城下街割原標石 村田清風別宅跡 玉木文之進旧宅 八橋検校の碑 吉田松陰  
の墓ならびに墓所 菊ヶ浜土塁（女台場） 野山獄・岩倉獄跡 旧湯川家屋敷  
桂太郎旧宅 伊藤博文旧宅地附伊藤博文別邸 吉田松陰誕生地

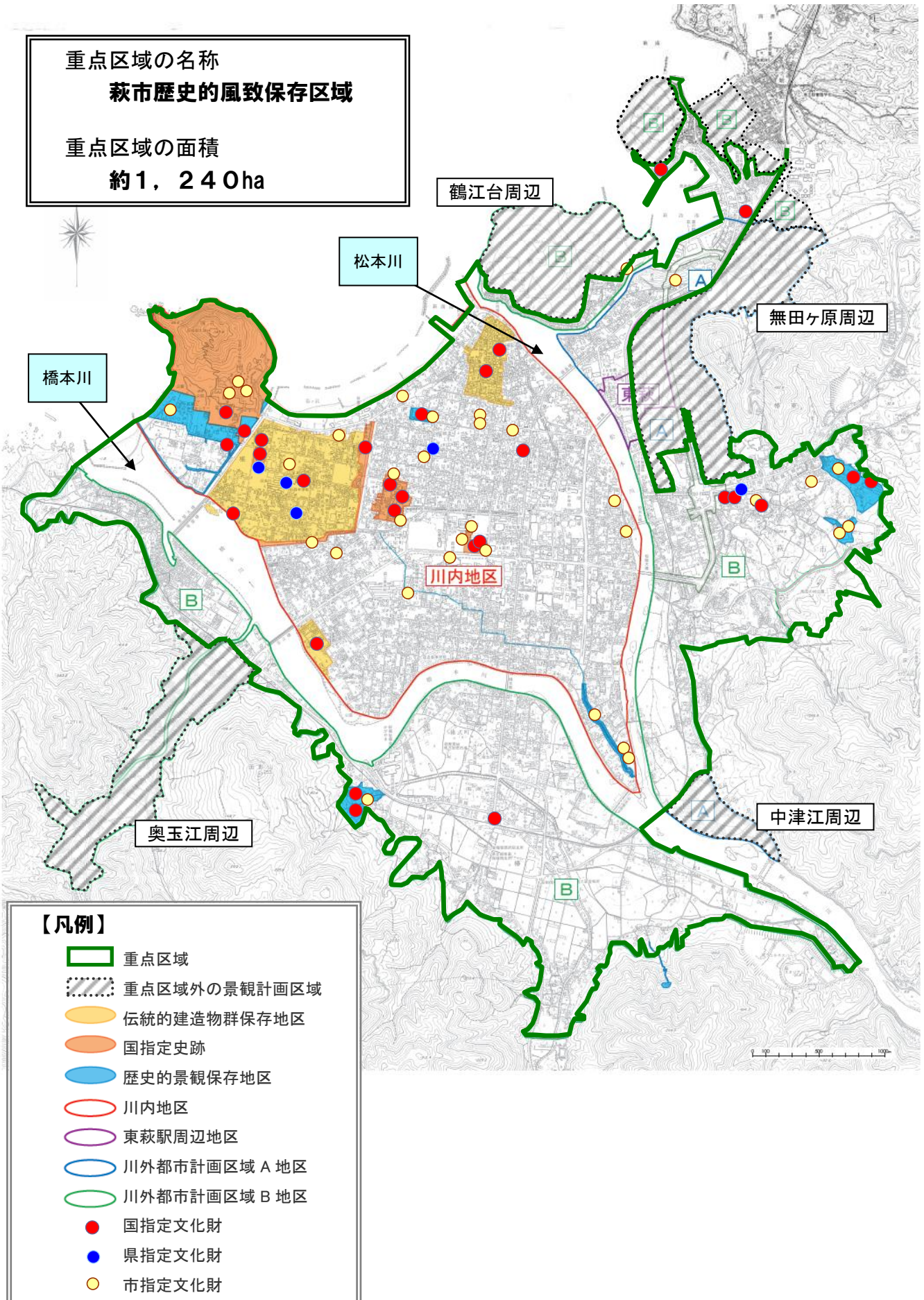
**【市指定歴史的景観保存地区】**

藍場川および藍場川周辺地区 今魚店地区 大照院付近 東光寺および吉田松陰  
誕生地付近 堀内地区 藍玉座跡土塀

これらを踏まえ、重点的に本市の歴史的風致の維持及び向上を図る範囲は、歴史上  
価値の高い建造物とその周辺の市街地であり、かつ、都市計画決定、景観計画、屋外  
広告物等規制等により担保されている範囲であることから、本市の歴史的風致の維持  
及び向上に係る取組みが総合的かつ一体的に実施できる範囲といえる。

以上により構成される範囲を、萩市歴史的風致維持向上計画の重点区域に設定する。

重点区域の範囲を区域図として下記に示す。





## 3-2 重点区域における歴史的風致の維持及び向上に関連する措置

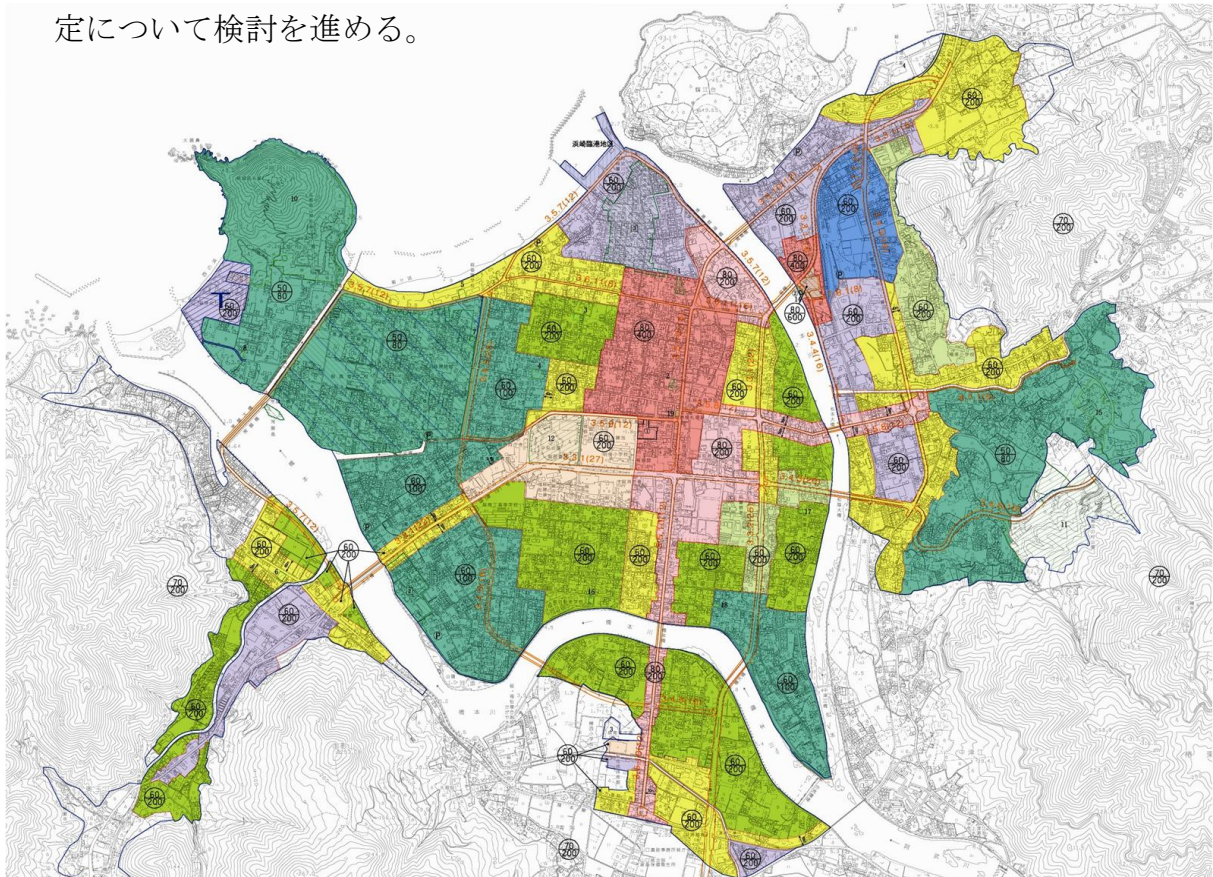
### i) 都市計画法に基づく措置

重点区域及びその周辺一帯は、都市計画法第5条に基づく都市計画区域に指定されている。このうち、萩城下町及び旧松本村周辺の市街地の範囲は、同法第8条に基づく地域地区の指定が行われている。

このうち、特に歴史的風致が色濃く残る史跡萩城跡、萩城城下町、堀内地区及び平安古地区伝統的建造物群保存地区などの武家地及び史跡松下村塾周辺の旧松本村地区を主に第一種低層住居専用地域に指定し、低層の住宅を主体とした緑豊かな住環境としての保全を図り、また港町の浜崎伝統的建造物群保存地区を準工業地域に指定し、伝統的に受け継がれてきた水産加工業の振興を担保するなど、地域の歴史的特性に合った土地利用が図られるよう適切な用途地域の指定を行っている。

なお、国選定重要伝統的建造物群保存地区については、同法第8条に基づく地域地区として都市計画決定し、その価値を形成している環境の保全を行っている。

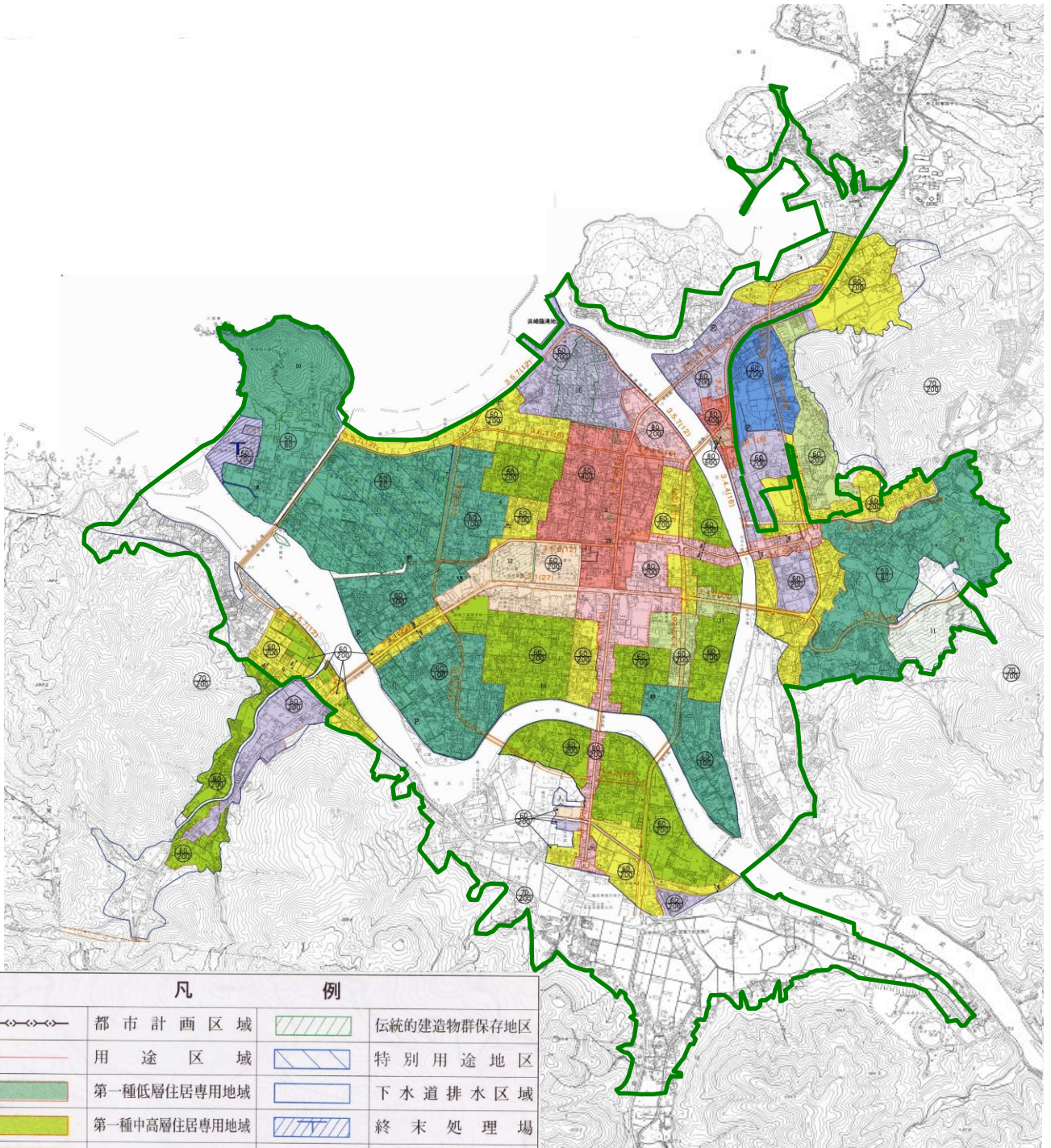
また、都市計画法に基づく都市計画決定により、重点区域の約1/4に相当する第一種低層住居専用地域293ha（下図の濃い緑色部分）においては、高さ制限を設けており、10mとしている。第一種低層住居専用地域以外の地区については、指月山など主要な眺望景観の確保が図られるよう、今後、高度地区の指定について検討を進める。



第一種低層住居専用地域293ha（上図の濃い緑色部分）を最高高さ10mとして都市計画決定している。高度地区の指定については、濃い緑色部分以外について、検討を進める。



都市計畫總括圖



凡		例	
	都市計畫區域		傳統的建造物群保存地區
	用途區域		特別用途地區
	第一種低層住居專用地域		下水道排水區域
	第一種中高層住居專用地域		終末處理場
	第二種中高層住居專用地域		ポンプ場
	第一種住居地域		都市計畫停車場
	第二種住居地域		都市計畫火葬場
	近隣商業地域		都市計畫市場
	商業地域		都市計畫道路
	準工業地域		都市計畫公園
	工業地域		都市計畫污物處理場
	防火地域		
	準防火地域		
			市街地再開發區域

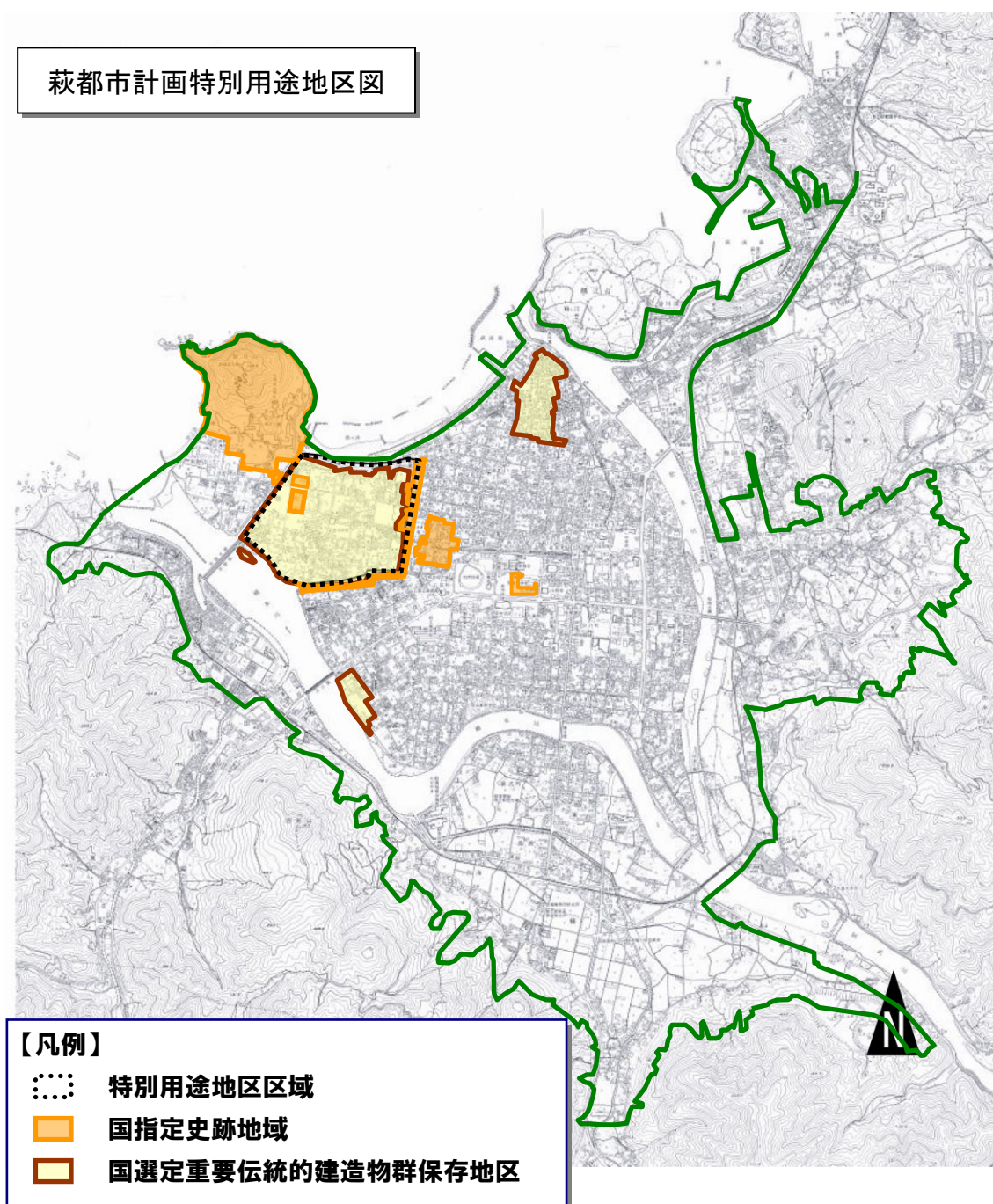
重点区域



## ii) 建築基準法に基づく措置

萩市では、建築基準法第49条第2項に基づき、「萩市特別用途地区内の建築制限の緩和に関する条例」を制定し、重点区域内の中核をなす堀内地区伝統的建造物群保存地区及びその周辺地区を萩都市計画特別用途地区に指定し、萩市の歴史または文化に関係する資料を展示する用途に供する伝統的な形態の建築物について、建築基準法による制限の一部緩和を図っている。

また、建築基準法第85条の3に基づき、「萩市伝統的建造物群保存地区内における建築基準法の制限の緩和に関する条例」を制定し、堀内地区、平安古地区及び浜崎の伝統的建造物群保存地区において、道路内への土塀や町家の軒先の突出を可能にするなど、地区内の歴史的風致の保全のために建築基準法による制限の一部緩和を図っている。





### iii) 景観法に基づく措置

萩市景観計画では、市全域を景観計画区域に指定し、これらを一般景観計画区域と重点景観計画区域に分けている。

一般景観計画区域は、地域の状況に応じて下表に示す6地区に分け、それぞれについて大規模建築物等を対象に高さや形態、色彩、その他意匠に関する景観形成基準を定め、これに基づいた指導を行うこととし、基準に合致しないものについては勧告または変更命令の措置を行うこととしている。とりわけ、建築物の高さ制限については、数値基準を川内地区及び川外都市計画区域B地区で10mから16m、川外都市計画区域A地区で20メートルに設定し、萩の歴史的風致と調和しない高さの建築物を制限し、歴史的風致と調和した眺望景観の確保を図っている。

#### ■萩市景観計画に定める一般景観計画区域

区域の名称		区域の概要
川内地区		松本川、橋本川内の三角州区域
川外 都市計画 区域	東萩駅周辺地区	東萩駅及びその周辺の区域
	A地区	・新川・無田ヶ原地区及びその周辺の区域 ・中津江公営住宅及びその周辺区域
	B地区	東萩駅周辺地区、A地区を除く川外の用途指定区域及びその周辺区域
	C地区	東萩駅周辺地区、A地区及びB地区を除く川外の都市計画区域
都市計画区域外地区		都市計画区域を除く区域

#### ○一般景観計画区域における届出対象行為

- ①下記の建築物の新築、増築、改築、移転、過半の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩変更
  - ・大規模建築物…高さ13mを超えるか延床面積500㎡を超えるもの
  - ・その他建築物…規模の大小にかかわらず、外壁に赤色等の色彩や派手な飾り等を施すもの、特異な屋根を持つ建築物、特異な形状の建築物
- ②下記の工作物の新設、増築、改築、移転、過半の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩変更
  - ・よう壁で高さが2mを超えかつ見付面積が20㎡を超えるもの
  - ・その他の工作物で高さ13mを超えるもの
- ③開発行為
  - ・3000㎡以上の宅地造成  
(開発許可申請は、別途関係部署に対しても必要)

さらに、一般景観計画区域とは別に、重点的に景観の形成及び保全を図る必要のある区域を重点景観計画区域として下表に示す20地区を指定している。

このうち、当計画の重点区域内には、国指定史跡、国選定重要伝統的建造物群保存地区や国指定重要文化財周辺地区を含む15地区が集中し、原則として全ての建築物等の建築や開発等を対象に、地域の特性に応じて位置や高さ、形態、意匠、その他意匠に関する詳細な景観形成基準を定め、これに基づいた指導を行うとともに、基準に合致しないものについては、勧告または変更命令の措置を行い、歴史的に価値の高い建造物等と一体となった良好な景観形成を進めている。

なお、86ページの図の上部の円で示す範囲については、世界文化遺産国内暫定一覧表記載資産の構成資産でもある国指定史跡萩反射炉等が存在し、周辺についても萩城下町及び明治維新と関連の深い歴史的風致が展開する地域であるため、今後景観計画区域の拡充を予定している範囲である。また、下部の円で示す範囲については、景観計画において一般景観計画C地区に指定されているが、都市公園区域として都市計画決定されている地域であるため、今後B地区とする等景観計画区域の変更を予定している範囲である。

**■萩市景観計画に定める重点景観計画区域（数字の○印は本計画の重点区域内）**

種別	各重点景観計画区域（地区）の名称		各地区の概要
伝統的 建造物群 保存地区	①堀内伝建地区		文化財保護法に基づいて指定された伝統的建造物群保存地区
	②平安古伝建地区		
	③浜崎伝建地区		
	④佐々並市伝建地区		
国指定 史跡地区	⑤萩城跡地区		文化財保護法に基づき指定された国指定史跡「萩城跡」
	⑥萩城城下町地区		文化財保護法に基づいて指定された国指定史跡「萩城城下町」
歴史的 景観 保存地区	⑦堀内地区		旧萩市都市景観条例に基づいて指定された歴史的景観保存地区
	⑧今魚店地区		
	⑨東光寺及び吉田松陰誕生地周辺地区		
	⑩大照院周辺地区		
	⑪藍場川及び藍場川周辺地区		
	⑫南明寺境内及び参道地区		
都市景観 形成地区	⑭土原新川 線沿線地区	市道東萩駅無田ヶ原線以北 区域	旧萩市都市景観条例に基づいて指定された都市景観形成地区「土原新川線沿線地区」のうち、市道東萩駅無田ヶ原線以北
		市道東萩駅無田ヶ原線以南 区域	旧萩市都市景観条例に基づいて指定された都市景観形成地区「土原新川線沿線地区」のうち、萩警察署前交差点～市道東萩駅無田ヶ原線まで
	⑮大屋土原線沿線地区		旧萩市都市景観条例に基づいて指定された都市景観形成地区「大屋土原線沿線地区」
景観形成 地区	⑯樽屋町・城東地区		外堀と史跡萩城城下町の間区域周辺
	⑰維新の里地区		松陰神社周辺



種別	各重点景観計画区域（地区）の名称	各地区の概要
景観形成地区	18 明木地区	旧萩往還の半農宿場町集落
	19 江崎地区	江崎漁港周辺の漁村集落
	20 須佐地区	松崎八幡宮周辺の歴史的地区

○重点景観計画区域における届出対象行為

本市の美しい自然や歴史、文化を基調とし、歴史的風合いをかもし出す良好な景観の形成を図るため、次の行為をしようとする者は、あらかじめ行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日、その他国土交通省令で定める事項を市長に届け出るものとする。

①建築物

全ての建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更

ただし、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該の変更に係る部分の面積が10㎡以下のものは除く。

②工作物

全ての工作物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更

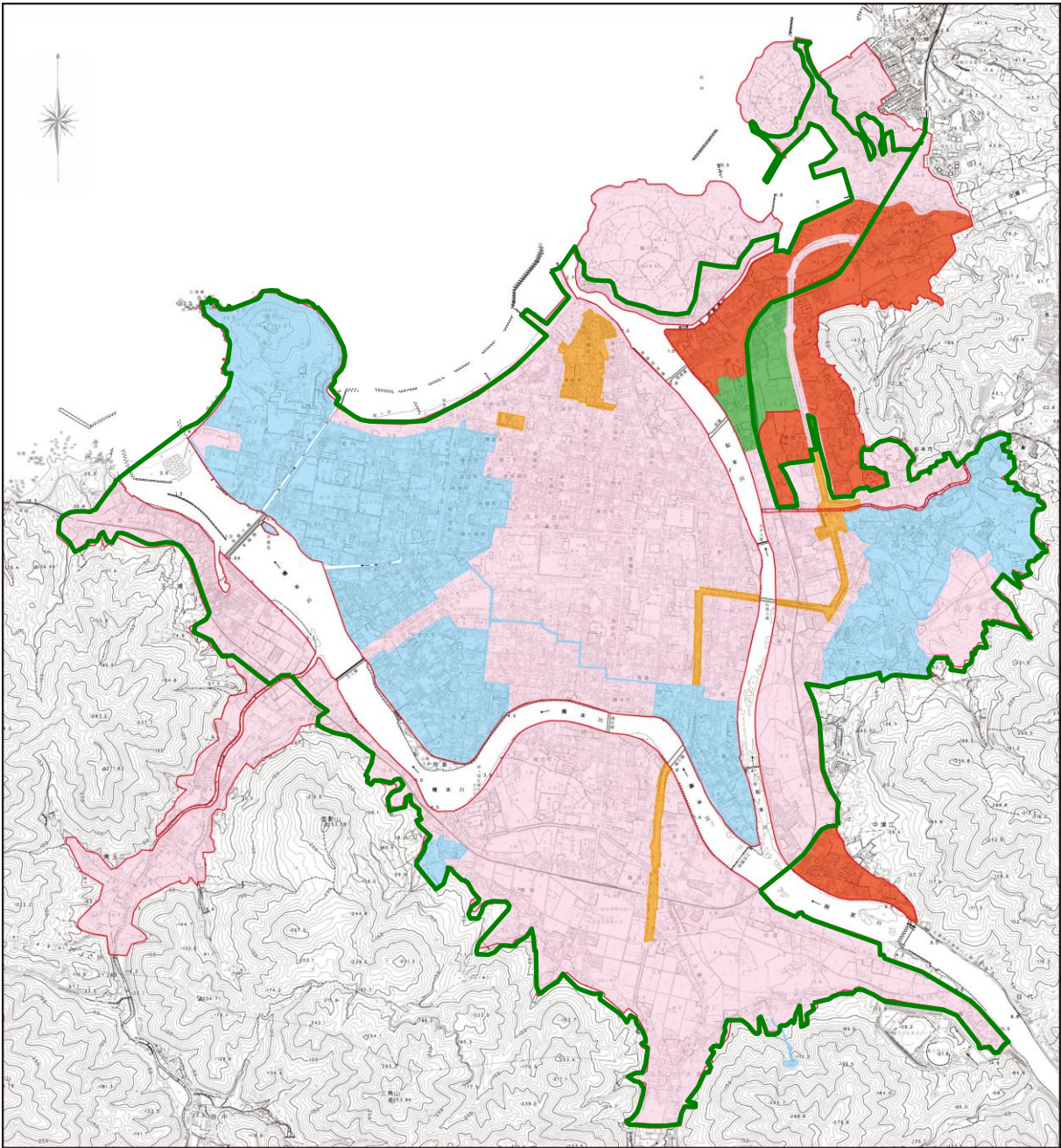
ただし、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該の変更に係る部分の面積が10㎡以下のものは除く。

③その他の事項





景観法第16条第1項第4号に基づいて条例で定める項目

- ・ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質の変更
- ・ 木竹の伐採
- ・ 公衆観覧用夜間照明

# 建築物の高さ制限図



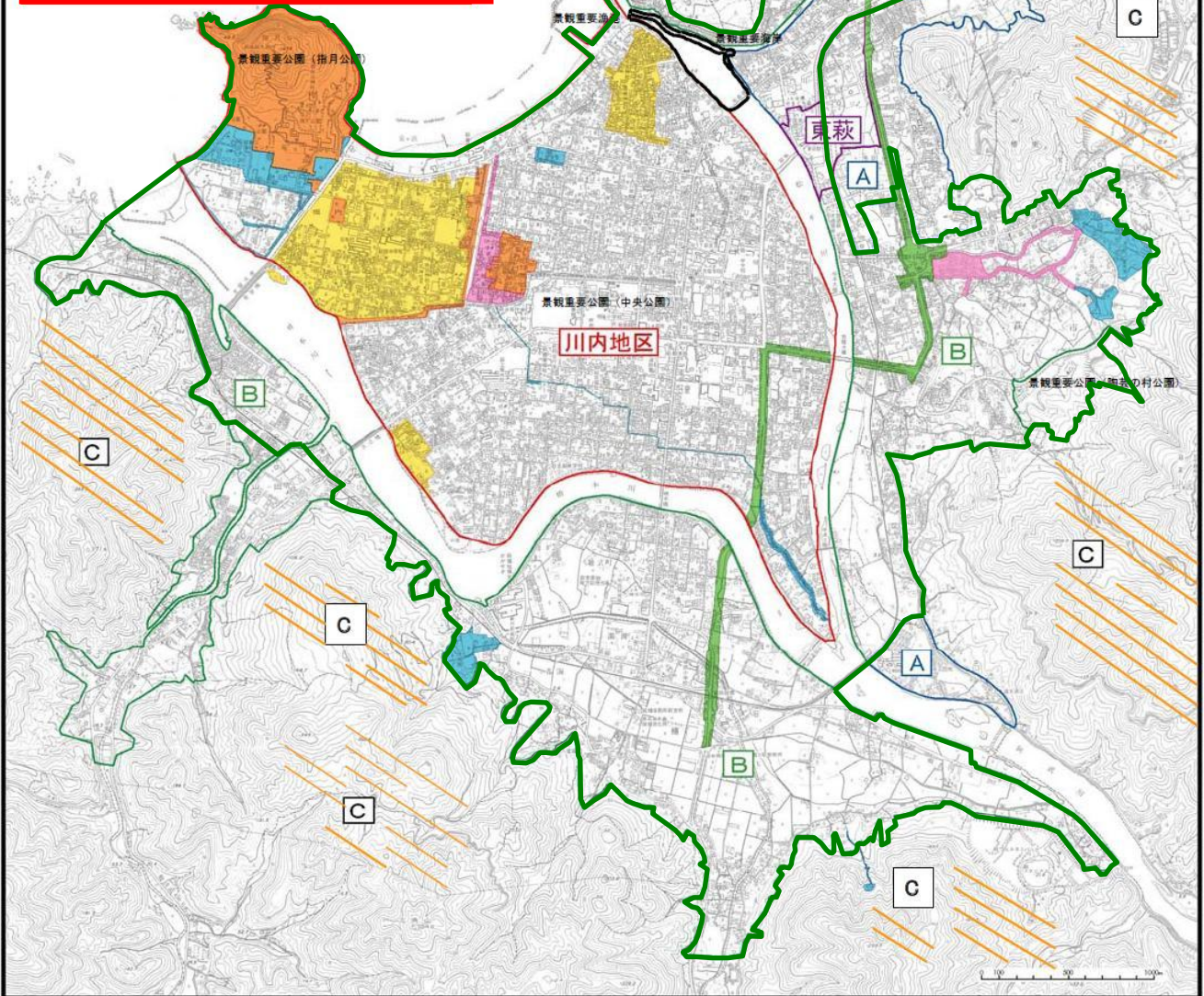
 重点区域

建築物の高さ制限区分	
	3 0 m以内
	2 0 m以内
	1 6 m以内
	1 3 m以内
	1 0 m以内



# 重点景観計画区域図及び一般景観計画区域図

市全域を景観計画区域とし、重点景観計画区域、一般景観計画区域と区分けをする。この計画に基づき対象となる行為は届出が必要



重点区域

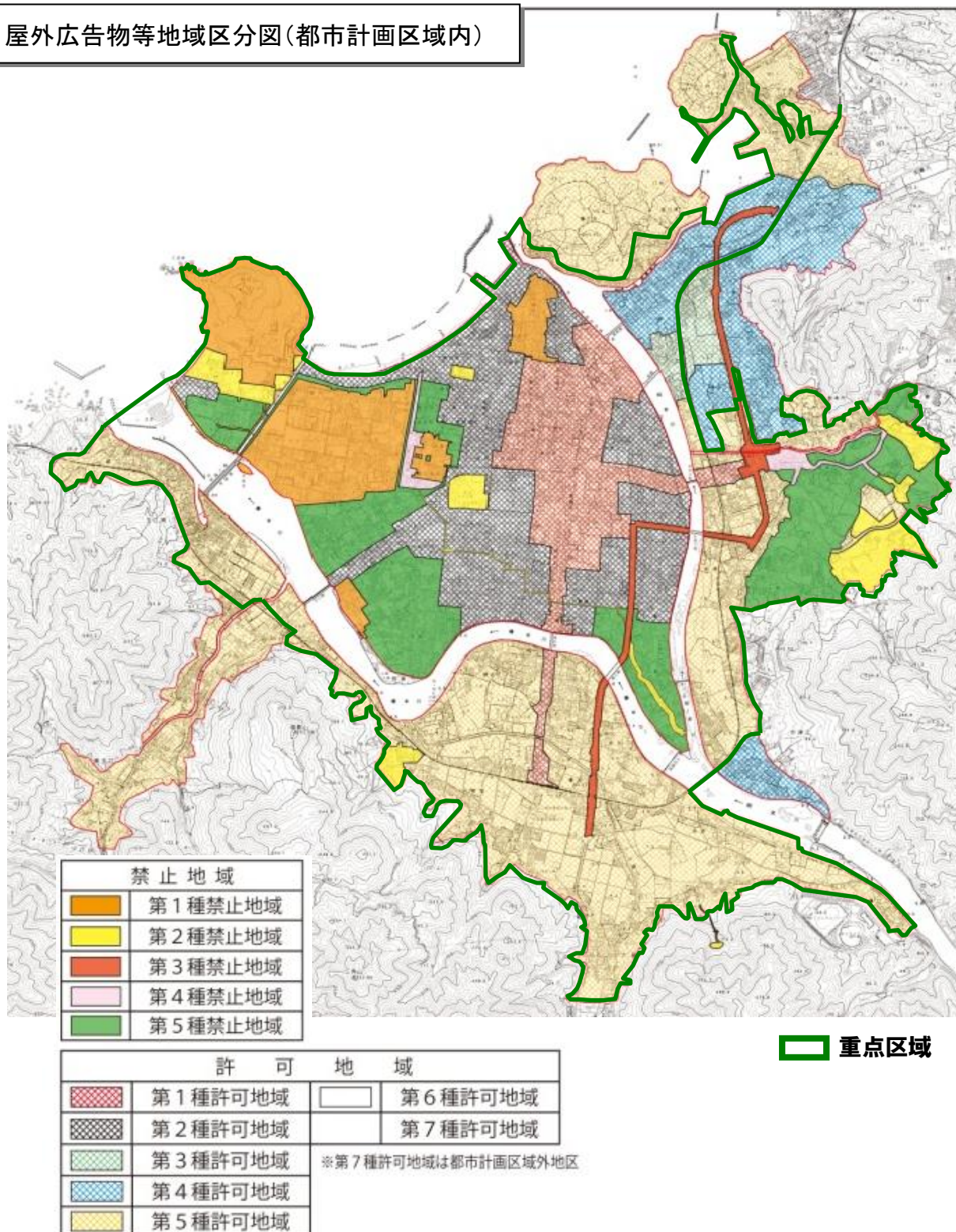
- |  |   |
|--|---|
| <p>■重点景観計画区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: yellow; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 伝統的建造物群保存地区</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: orange; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 国指定史跡</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: lightblue; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 歴史的景観保存地区</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: lightgreen; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 都市景観形成地区</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; background-color: pink; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 新たに重点的な景観形成を行う地区</li> </ul> <p>江崎地区 須佐地区 明木地区</p> <p>景観重要河川 松本川 橋本川 明木川の<br/>一部、佐々並川の一部</p> <p>準景観重要河川 碓水 藍場川<br/>新堀川下流(平安橋より下流)</p> | <p>■一般景観計画区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; border: 1px solid red; margin-right: 5px;"></span> 川内地区</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; border: 1px solid purple; margin-right: 5px;"></span> 東萩駅周辺地区</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; border: 1px solid blue; margin-right: 5px;"></span> 川外都市計画区域A地区</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; border: 1px solid green; margin-right: 5px;"></span> 川外都市計画区域B地区</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; border: 1px solid green; margin-right: 5px;"></span> 川外都市計画区域B地区<br/>(東萩駅周辺地区、A地区を除く<br/>川外用途指定地域等)</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; border: 1px solid orange; margin-right: 5px;"></span> 川外都市計画区域C地区<br/>(東萩駅周辺地区、A地区、B地区を<br/>除く川外の都市計画区域内)</li> <li><span style="display: inline-block; width: 15px; height: 10px; border: 1px solid black; margin-right: 5px;"></span> 都市計画区域外地区</li> </ul> |
|--|---|



#### iv) 萩市屋外広告物等に関する条例に基づく措置

萩市屋外広告物等に関する条例では、市全域を許可地域7種類、禁止地域5種類に区域設定し、地域の特性や広告物の種類に応じて、高さ、大きさ、色彩、形態などの基準を定めている。このうち、本計画の重点区域内のうち、国指定史跡、国選定重要伝統的建造物群保存地区や国指定重要文化財周辺地区を中心に、自家用広告物以外の広告物の掲出を原則禁止する禁止地域に指定するなど強い制限をかけ、設置が認められている自家用広告物についてもより詳細な基準を設け、歴史的風致を阻害しない屋外広告物掲出の誘導を図っている。

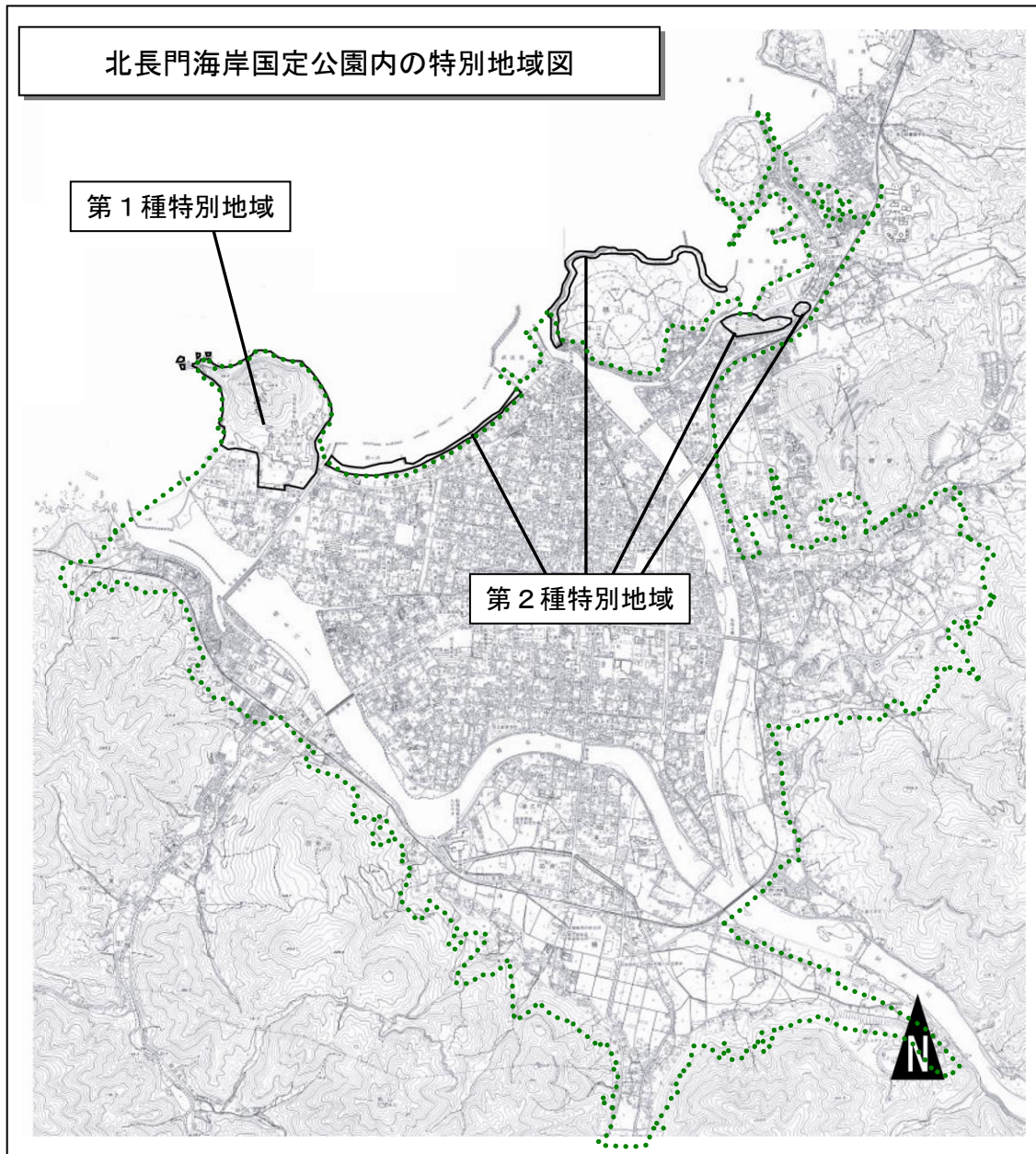
屋外広告物等地域区分図(都市計画区域内)





v) 自然公園法に基づく措置

自然公園法の規定に基づき、萩市の大半の沿岸部が北長門海岸国定公園に指定されている。このうち、本計画の重点区域内については、かつての城郭の中心でもある指月山については、第一種特別地域に指定されており、工作物の設置等の行為については、萩市長の許可制とし、当該公園の風致の保全を図っている。また、萩城下町の菊ヶ浜から笠山にかけての沿岸部が第二種特別地域に指定されており、同じく工作物の設置等の行為については、萩市長の許可制としているが、農林漁業活動については一定の行為を認めることによりこれらとの共存を図りつつ、当該国定公園の風致の維持を図っている。

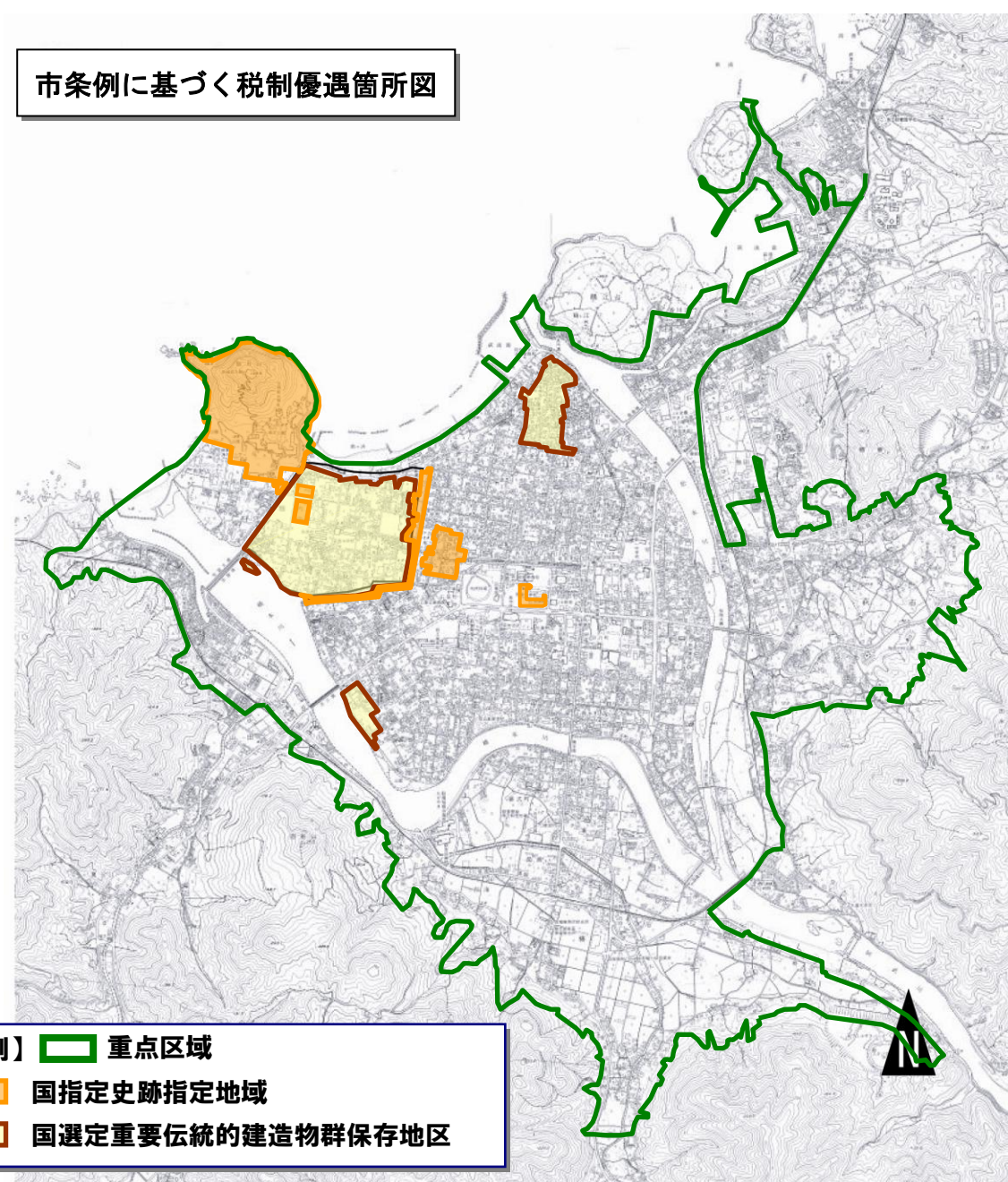


重点区域

## vi) 市条例に基づく税制優遇措置

本計画の重点区域内の中核をなす国指定史跡地及び国選定重要伝統的建造物群保存地区内について、税制優遇措置を講じている。

国指定史跡地内においては、「萩市における史跡指定地域の環境保存に資するため萩市税条例の特例を定める条例」を、国選定重要伝統的建造物群保存地区内においては、「萩市における伝統的建造物群保存地区の環境保存に資するため萩市税条例の特例を定める条例」を定め、地区内の一定の土地及び建築物に対する固定資産税等の減免を行い、歴史的景観を形成する土地及び建築物の所有者を支援している。





### 3-3 重点区域におけるまちづくりの方針との関連性

重点区域として設定した位置及び範囲は、萩市固有の歴史的風致を色濃く残している範囲であると同時に、現在の萩市の市街地の大半とも重複している。このため、重点区域の歴史的風致の維持及び向上を図ることは、そのまま萩市の市街地におけるまちづくりと密接な関連性を有する。

萩市で展開される各分野のまちづくりの最上位計画である萩市将来展望では、その施策の一つとして掲げている「次代へつなぐ機能的で安らぎのあるまちづくり」の基本方針として「萩まちじゅう博物館構想のもとに、風格ある歴史景観などを後世に伝えるため、市民と一体となって歴史的な文化遺産とその景観の保存に努める」ことが掲げられ、この萩まちじゅう博物館構想を推進する中核施設である萩博物館を拠点に各種事業が展開されている。

一方、萩市都市計画マスタープランにおいても用途地域を設定している範囲と重点区域の範囲の大半が重複しており、まちづくりの方針として「萩市の顔にふさわしい近世の都市遺産と共生したまちづくり」及び「豊かな海と歴史遺産を活かした維新のまちづくり」が掲げられ、区域内の歴史的風致の維持及び向上の方針とも合致する。

また、景観計画及びこの計画の中に位置付けている屋外広告物等の規制についても、前述のとおり、景観計画において高さ規制を行っている地区を当該重点区域のベースとして設定し、景観計画及び屋外広告物等の規制の内容との整合を図っている。

以上のように、重点区域における歴史的風致の維持及び向上の方針は、萩市のまちづくりの方針とも合致しており、萩市の歴史的風致を維持及び向上するまちづくりの推進に繋がる。

### 3-4 重点区域における歴史的風致の維持及び向上のための取組みによる萩市全体の伝統や文化の継承及び活性化

重点区域は、江戸時代からの町割が今もそのまま残り、その傍らで近世そのままの空間が市民によって住みこなされている。変容しながらも受け継がれてきた社会組織や技術、祭礼等は、人々の生活や生業と一体をなし、継続的に利活用されることによって、生きた遺産として維持、保存され、また、創出され、文化遺産を構成する有形・無形の要素が完全なセットとして遺存しており、本市の歴史的風致が色濃く残る地域である。

多様かつ豊かな本市の歴史的風致は、先達から受け継ぎ次世代に継承すべき貴重な文化遺産の総体であるとともに、本市のまちづくりの基軸である萩まちじゅう博物館構想（4ページ参照）の根底をなすものである。

すなわち、重点区域の歴史的風致を維持及び向上していくことは、これらを構成する文化遺産のデータベース化を図り、保存・監視・新たな創出に繋がる萩まちじゅう博物館を支えるシステムを推進する前提といえる。

また、歴史的風致に関連する建造物や案内板など各種の施設の整備、祭りや書籍出版など伝統や歴史に関連する事業の推進、さらにはこれらと一体をなし歴史的風致を形成する建造物を管理していくことは、文化遺産を結びつけ、その情報を発信し、活用していく萩まちじゅう博物館を展開するシステムを推進するための基幹である。

このように、重点区域内の歴史的風致を重点的に維持及び向上することによって、まちづくりの基軸をなす萩まちじゅう博物館構想の一層の推進を図ることができる。

加えて、資本の投下による重点区域内の市街地の整備及び生活環境の改善は、本市の歴史的風致の一層の向上に伴って地域の伝統や文化の継承の円滑化が図られ、歴史的風致を活かした魅力ある都市の発展につながるものである。さらにこれを基として市全域にその効果が波及することが見込まれ、各地区における様々な伝統や文化の振興が期待される。

また、歴史的風致の維持及び向上により、市民の萩を愛する心や誇りの醸成、価値観の高まりなど、地域活力の一層の増進を図ることができる。

一方、重点区域における歴史的な建造物をはじめ、近世の町割や町並み景観、さらには市民の中に今も息づく伝統文化、祭礼、生業などは、日本を代表する貴重な観光資源でもある。

本市の歴史的風致の維持及び向上を図ることによって、萩の魅力が大いに高まり、観光客や交流人口の増加が期待される。併せて、歴史的風致の中で生活する市民と観光客とがふれあうことにより、個性的な観光地として萩の魅力がさらに高まり、一層の地域振興が図られ、市域全域に点在する様々な観光資源にその波及効果が期待でき、観光客や交流人口の増加が期待される。さらに、観光産業のみならず、農林水産業をはじめとした地場産業へも波及し、経済活動の一層の振興など、本市の産業振興に大いに寄与することが期待できる。